商品概要説明書

ジャックス保証教育カードローン

(2020年10月1日現在)

商品名	教育カードローン
ご利用いただける方	 ○ご子女が教育施設(国内の短大・大学・大学院・専門学校)に入学予定または在学中の方 ※お申込者ご本人様が入学(または在学中)の場合もご利用いただけます。 ○お借入申込時の年齢が満20歳以上65歳未満の方 ○安定継続した収入のある方 ○当JA指定の保証機関(㈱ジャックス)の保証が受けられる方 ○その他当JAが定める条件を満たしている方
資金使途	○就学されるご子女(またはお申込者ご本人様)の教育に関する全てのご資金(例)①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費②新生活のお住まいにかかわる引越費用・アパート家賃等③在学期間中の就学者の生活費
契約金額(極度額)	○10 万円以上 700 万円以内(10 万円単位)。
契約期間	 ○ご契約日から1年後の応当日の属する月の25日(休日の場合は翌営業日)までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAが契約更新に支障がないと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。 ○お借入れ期限(極度額の範囲内で随時お借入れができる期間の満了日となります。)は、次のいずれか早く到来する日とします。 ①就学者の卒業予定年月の25日(休日の場合は翌営業日。) ②ご契約者が満70歳に達する年の当JA所定の日 ○お借入れ期間経過後、お借入れ元金の返済期間(約定返済期間)となります。
借入利率	○変動金利とします。○お借入利率には保証料を含みます。○利率はJA所定とします。詳細は、当JA融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元金ご返済の据置 お借入れ期間中はお借り入元金の返済を据え置きし、お利息(保証料を含みます。)のみを毎月25日(休日の場合は翌営業日)にご返済いただきます。○元金ご返済期間(約定返済期間) 毎月25日を約定返済日とし、約定返済日(休日の場合は翌営業日)にお利

	台 //ロデルト 		
	息(保証料を含みます。)と契約金額(お借入れ極度額)に応じた約定返済 元金をご返済いただきます。		
	契約金額ごとのご返済額は次のと	おりです。	
	契約金額(お借入れ極度額)	ご返済額(約定返済元金+利息)	
	10 万円以上 70 万円以下	1万円 + 利息	
	80 万円以上 150 万円以下	2万円 + 利息	
	160 万円以上 230 万円以下	3万円 + 利息	
	240 万円以上 300 万円以下	4万円 + 利息	
	310 万円以上 380 万円以下	5万円 + 利息	
	390 万円以上 460 万円以下	6万円 + 利息	
	470 万円以上 530 万円以下	7万円 + 利息	
	540 万円以上 610 万円以下	8万円 + 利息	
	620 万円以上 690 万円以下	9万円 + 利息	
	700 万円	10万円 + 利息	
	 ○任意返済 毎月の約定返済のほかに、当JAの窓口あるいはATM^(注)からお借入れ(貸越)専用口座へ随時ご入金いただくことも可能です。ただし、随時ご入金(ご返済)いただきましても毎月のご返済(約定返済)をされたことにはなりま 		
	世んので、次回約定返済日に約定返		
	(注)JAの組合員の資格のない方	につきましては、ATMからのご返済金	
	額に制限がございますので、	ご注意ください。	
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計		
	算とします。		
担保	○不要です。		
保証人	○当 J Aが指定する保証機関 (㈱ジャ	ックス) の保証をご利用いただきますの	
	で、保証人は不要です。		
手数料	○ATMをご利用いただく時間帯によ	こって所定の手数料がかかる場合がござ	
	います。		
	○苦情処理措置		
	本商品にかかる相談・苦情(以下「	苦情等」という。) につきましては、当	
	JA本支店 (所) または当JA担当	部署 $^{ ext{(注)}}$ にお申し出ください。当 $oldsymbol{\mathrm{J}}\mathbf{A}$ で	
	は規則の制定など苦情等に対処する	態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努	
世は知理世界ようとで	め、苦情等の解決を図ります。		
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	(注) 担当部署…当JAの窓口にお	尋ねください。	
	また、JAバンク相談所(電話:03-	-6837-1359) でも、苦情等を受け付けて	
	おります。		
	○紛争解決措置		
	外部の紛争解決機関を利用して解決	を図りたい場合は、次の機関を利用でき	
	ます。当 J A担当部署 ^(注) または J	Aバンク相談所にお申し出ください。	

	(注) 担当部署…当 J A の窓口にお尋ねください。		
	なお、直接お申し立ていただくことも可能です。		
	東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031)		
	第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588)		
	第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249)		
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士		
	会」という。) では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お		
	客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法も		
	あります。		
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システ		
ム等により、共同して解決に当ります。			
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。		
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも		
のではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談			
	東京三弁護士会にお問い合わせください。		
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定		
	の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる		
	場合もございますので、あらかじめご了承ください。		
	○印紙税が別途必要となります。		
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問		
	い合わせください。		

長野県 J Aバンク

本商品にかかる当組合の担当部署 JA 中野市 融資課 (電話:0269-23-2285)